

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 38時間コース（令和5年6月実施分）のご案内

岩手労働局長登録教習機関第25-8号(登録有効期限：令和5年7月4日)

職業訓練法人 釜石職業訓練協会

〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割75番地1

TEL 0193-26-7000/FAX 0193-26-6955

受講申込書等はホームページからもダウンロードできます。



労働安全衛生法では、機体重量**3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）**の運転は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方であれば作業操作・運転ができないことになっております。当協会では、岩手労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講いただくようご案内申し上げます。

労働安全衛生法第61条で規定される就業制限業務のうち、労働安全衛生法施行規則第20条の12の機体重量3トン以上の車両系建設機械で、同施行令別表第7第1号「整地・運搬・積込み用機械」（ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザー及びこれらに類するもの）及び第2号「掘削用機械」（パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー及びこれらに類するもの）に掲げる業務

1 開催日時・場所

	月日(曜日)	科目	時間	持参品	会場
学 科	6月22日(木)	一般知識 走行知識	9:00-12:00 12:50-17:05	筆記用具、 ※ 学科試験 令和5年6月 23日(金)	職業訓練法人釜石職業訓練協会 集合 8:45~ ※ 講習初日の受付開始時間 は、8:30 となりますので、予め ご了承ください。
	6月23日(金)	関係法令 作業知識 修了試験	9:00-10:00 10:05-16:00 16:05-17:05		
実 技	6月26日(月)	走行操作	8:45-16:30	作業着、保安帽、安全靴、 手袋 実技試験 令和5年6月29 日(木)	職業訓練法人釜石職業訓練協会 (訓練ヤード) 集合 8:30~
	6月27日(火)	走行操作	8:45-16:30		
	6月28日(水)	走行操作	8:45-16:30		
	6月29日(木)	作業操作 実技試験	8:45-14:40 14:45-15:45		

受付 受講者の本人確認、受講資格となる原本確認を行います。
※整地38Hコースについては、必要資格等は不要となるので本人確認程度となります。

※ 実技は作業しやすい服装、およびヘルメットを着用して行います。雨天の場合に備えてそれなりの服装をお願いします。
(ヘルメットの無い方は、協会の備品をお渡しします)

※欠席、遅刻、早退、欠課等をした方は、学科試験及び実技試験の受験ができなくなります。

2 定員 20名

3 受講料及びテキスト代(税込)

受講料	テキスト代	合計
73,700円	1,430円	75,130円

※ 受講料は、岩手労働局長に届出をした金額となっております。

4 受講資格 満18歳以上(満18歳未満で受講される方は、満18歳より修了証が有効となります。)

- 5 お申込方法
- ① はじめに、電話にて予約状況(Tel0193-26-7000)を必ず、ご確認ください。
 - ② i 受講申込書(必要事項をすべて記入のこと)
 - ii 撮影から6ヶ月以内の縦3.0cm×横2.4cmの写真2枚
(上三分身、無帽、無背景、裏面に氏名と生年月日を記入)上記のi～iiの3種類について、郵送又は持参で当協会に提出してください。
 - ③ 申込者が少ない場合、中止させて頂くことがあります。
 - i 申込締切日時(R5年6月8日(木) 17:00)の翌営業日以後、当協会より技能講習の開催・中止の連絡をします。
 - ④ 開催の連絡がありましたら受講料及びテキスト代を納付して下さい。
 - i 納付期限(R5年6月15日(木))までに、当協会に現金を持参・現金書留での郵送・指定の口座へ振り込みのいずれかでご納付願います。

◆指定口座(振込手数料は申込者でご負担願います)
〔北日本銀行 小佐野支店(普通)7031947 職業訓練法人 釜石職業訓練協会 会長 井手誠〕
 - ⑤ 当協会の責めに帰すべき理由以外による、納付後の受講料の返却はいたしません。

6 その他注意事項

- ① 欠席、遅刻、早退、欠課等をした方は、学科試験及び実技試験の受験ができなくなり、修了証も交付されません。
- ② 学科試験又は実技試験で不正行為を行った場合、試験の合格を取り消すとともに、以後、当協会が実施する技能講習のすべてについて受講ができなくなります。
- ③ 技能講習の全講習時間に出席し、かつ、学科試験及び実技試験の両方に合格した方には労働安全衛生法に基づく技能講習修了証を交付いたします。
- ⑥ 当講習会は、国籍に関係なく受講することができますが、講習のすべてについて、日本語で実施されるため、講師が話す専門的な用語を理解できる程度の語学力が必要となります。
- ⑦ 当協会が主催し、かつ、当協会が直接実施する各種講習会は、万が一の事故に備えて、講習会等災害補償保険に加入しております。
- ⑧ 以下に掲げる方は、当技能講習修了者と同等の資格者となりますので、改めて当講習を受講する必要がありません。
 - ・建設機械施工技術検定の1級合格者のうち、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択した方。
 - ・建設機械施工技術検定の2級合格者のうち、第1種～第3種の合格者の方。
 - ・職業能力開発促進法第27条1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く)。
 - ・職業能力開発促進法第27条1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く)。